運動方針（案）抜粋

2022年度　運動方針（案）

一、港湾労働者・港湾労働組合を巡る情勢の特徴

1. 港湾産別運動の更なる飛躍を目指して

産別労使関係の重要性の再確認と労委の動向と課題を踏まえ港湾労働者と港湾に関係する職場の産別組織である。しかも拘らず、労働組合の現代的役割を発揮することは「大言壮語」との誹りを受けることもあるだろう。しかし、この港湾産別の自覚的意識が、迷し続けていること、インランドデポの拡大による職場の弱まりによって、港湾運送の業績と職場を疲弊する中で、港湾労働者を巡る情勢を剖断した時、このことが問われることになる。これを乞年度方針の通底にある認識とする。

2. 日本経済と国民生活の現況

(1) 物価高騰が国民の暮らしを直撃
① (略) ② (略)

(2) 軍事力強化と一体化する経済運営
① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

(3) 物流・港運・港湾の状況について
① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)

(4) 「政府施策（価格転嫁）」の取り組みが不可欠

(略)

3. 政治・経済状況への労組の立場で問われる

(1) (略) (2) (略)

全国港湾は、港湾労働者と港湾に関係する職場の産別組織である。しかも拘らず、労働組合の現代的役割を発揮することは「大言壮語」との誹りを受けることもあるだろう。しかし、この港湾産別の自覚的意識が、迷し続けていること、インランドデポの拡大による職場の弱まりによって、港湾運送の業績と職場を疲弊する中で、港湾労働者を巡る情勢を剖断した時、このことが問われることになる。これを乞年度方針の通底にある認識とする。

2. 日本経済と国民生活の現況

(1) 物価高騰が国民の暮らしを直撃
① (略) ② (略)

(2) 軍事力強化と一体化する経済運営
① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

(3) 物流・港運・港湾の状況について
① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)

(4) 「政府施策（価格転嫁）」の取り組みが不可欠

(略)

3. 政治・経済状況への労組の立場で問われる

(1) (略) (2) (略)

全国港湾は、港湾労働者と港湾に関係する職場の産別組織である。しかも拘らず、労働組合の現代的役割を発揮することは「大言壮語」との誹りを受けることもあるだろう。しかし、この港湾産別の自覚的意識が、迷し続けていること、インランドデポの拡大による職場の弱まりによって、港湾運送の業績と職場を疲弊する中で、港湾労働者を巡る情勢を剖断した時、このことが問われることになる。これを乞年度方針の通底にある認識とする。

(3) 機械化・自動化、港湾の体制的「合理化」反対の旗を掲げて

① 港湾の体制的「合理化」に反対したたから。当面はRTG遠隔操作化事業の動向が焦点となるが、中央確認書の履行を前提に既存の事業領域、いわば「テナー運転手の仕事と労働者数を確保することを前提に取り組む。この考え方は「他の職場・作業内容においてもこれを貫き、「業務・職域」を確保していく。

② (略)

(4) ITFに団結し国際連帯・相互支援の強化を取り組む

① (略)

② 港上物流で結ばれた各国の港湾は、一方の港湾における「合理化」は日本の港湾への高波として迫ってくることになる。ここに、ITFの「合理化」反対の方針に団結したたから意義がある。したがって、ITFに団結し、国際連帯・相互支援の強化を取り組む。

(5) 港湾を兵站基地にするな―平和と民主主義、仲間の暮らしを守り抜く

① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

二、2022年度の運動の基調と基本的課題について

1. 港湾産別運動の更なる飛躍を目指して

産別労使関係の重要性の再確認と労委の動向と課題を整理することは「大言壮語」との誹りを受けることもあるだろう。しかし、この港湾産別の自覚的意識が、港湾運送の業績と職場を疲弊する中で、港湾労働者を巡る情勢を剖断した時、このことが問われることになる。これを乞年度方針の通底にある認識とする。

(1) 労使協議体制の強化

① 産別労使関係の重要性の再確認とこれまで積み上げてきた産別労使関係の成果への指標として

(略)

② 産別労使関係の行方は、この一点に懸かっていると言っても過言ではない

(略)

(2) 産別制度資金と組織拡充を巡って

① 産別労使関係・産別協定の行方は、この一点に懸かっていると言っても過言ではない

(略)

(3) 職場・地域一体的取り組みと組織の強化

① (略) ② (略) ③ (略)

2. 2022年度の運動の基調

(1) 産別労使が「共通政策課題」を追求する

① (略)

② 具体的には、「政府施策」に基づく料金設定・適正料金確保の取り組み、適正料金収受等プロジェクトチーム（以下「PT」と略す）の役割、非効率な石炭火力施設の休・廃止による石炭荷役の課題の促進を図る。

③ (略)

(2) 法令順守と産別協定の履行で港湾運送と港湾労働の秩序を確立する

(1) 秋田・船川港の産別協定遵守と港湾秩序維持について

① (略) ② (略)

③ ①港湾の体制的「合理化」に反対したたから。当面はRTG遠隔操作化事業の動向が焦点となるが、中央確認書の履行を前提に既存の事業領域、いわば「テナー運転手の仕事と労働者数を確保することを前提に取り組む。この考え方は「他の職場・作業内容においてもこれを貫き、「業務・職域」を確保していく。

② (略)

(4) ITFに団結し国際連帯・相互支援の強化を取り組む

① (略)

② 港上物流で結ばれた各国の港湾は、一方の港湾における「合理化」は日本の港湾への高波として迫ってくることになる。ここに、ITFの「合理化」反対の方針に団結したたから意義がある。したがって、ITFに団結し、国際連帯・相互支援の強化を取り組む。

(5) 港湾を兵站基地にするな―平和と民主主義、仲間の暮らしを守り抜く

① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

三、2022年課題と具体的取り組みについて

1. 適正料金確保と価格転嫁の取り組み

(1) 料金プロジェクトチーム（PT）の活動の活性化と着実な前進を図る

① (略) ② (略) ③ (略)

(2) 「価格転嫁」の政府施策の着実な実施を各省庁に担保する

① (略)

② この取り組みは、23春闘を待っていたは遅すぎることもまた22春闘の教訓でもあり、秋年末闘争の段階から取り組む。とりわけ、船社への取り組みが重要である。先にONEの姿勢を批判的に指摘したが、港連を一顧だにしない姿勢は許さない、ONEへの申し入れ行動など抗議に見合う、自ら、工夫も凝らした取り組みを進める。

2. 法令順守と産別協定の履行で港湾運送と港湾労働の秩序を確立する

(1) 秋田・船川港の産別協定遵守と港湾秩序維持について

① (略) ② (略)

③ ①RTG遠隔化操作を巡って

今後、名古屋港（NUCT）、横浜港、神戸港において、そして東京港において事業化が計画されているが、現在の中央・地区協定の遵守は当然として、WGを通じて労使で協議することで、上記②の趣旨を徹底する対応が求められる。

② 65歳定年制の実現

イ (略) ロ (略)

ハ 「現在と将来の現場と職域・雇用を確保する」ことを一義に対処することとする。

④ 事前協議制度の厳格運用と「ユーナー責任の追求」

① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

⑤ 行政の主導する大企業在の行政指導に対抗する取り組み

① パルク戦略港湾構想で職場が切り捨てられる危機的な状況

イ (略) ロ (略)

ハ また、日港協に対しても、当該地区労使の問題認識を共有し、これを中央労使の課題とし関係者への働きかけを含めた対策を講じる。

② 石炭火力発電老朽施設の休・廃止の政策に対する取り組み

イ (略) ロ (略)

ハ そうした先使の基本スタンスに立って、政府（国交省）を通じて、各電力会社との協議の設置を求め、「雇用対策なしの石炭荷役休止反対」を明確にした取り組みを進める。そのために、「石炭荷役対策委員会（仮称）」を設置し、「議員懇談会」とも連携して、政府と電力会社が「雇用確保」に責任をもって対策を講じるよう運動の促進を図る。

⑤ 以上をふまえ、労使による実態調査を実施することを第一歩としてインランドデポ対策を進める。

行政に対して「事業法1条：目的（公共の福祉）に資する」ものであるから、港湾労働法の港湾労働秩序の確立の視点から見て事実上の「促法」といえるのではを問い、具体的対策を迫っていく。

4. 山積する諸課題の前進的解決と労働環境整備

(1) 22春闘協定をはじめ労使意見事項を確実に履行し課題を克服していく

① 産別労使として政策的な課題を追求していく課題として、その取り組み方法は中央労使協定委員会を中心に協議し、行動していくことは当然の教えられるところである。一方、労働環境整備に向けた各事業所の課題や安全問題は、労使協定委員会をはじめ関係する労使専門委員会などを通じて、課題の着実な前進を図ることとする。

② (略) (略) (略)

(2) 労働環境の整備

① 金融機関での週休二日制の確立

イ (略)

ロ 週休二日制実施の関係組合の努力を支援し、労使委員会や関係部会での進捗の検証協定履行を追っていく。

② 65歳定年制の実現

イ (略) ロ (略)

ハ 「現在と将来の現場と職域・雇用を確保する」ことを一義に対処することとする。

④ 事前協議制度の厳格運用と「ユーナー責任の追求」

① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

(5) 行政の主導する大企業在の行政指導に対抗する取り組み

① パルク戦略港湾構想で職場が切り捨てられる危機的な状況

イ (略) ロ (略)

ハ また、日港協に対しても、当該地区労使の問題認識を共有し、これを中央労使の課題とし関係者への働きかけを含めた対策を講じる。

② 石炭火力発電老朽施設の休・廃止の政策に対する取り組み

イ (略) ロ (略)

ハ そうした先使の基本スタンスに立って、政府（国交省）を通じて、各電力会社との協議の設置を求め、「雇用対策なしの石炭荷役休止反対」を明確にした取り組みを進める。そのために、「石炭荷役対策委員会（仮称）」を設置し、「議員懇談会」とも連携して、政府と電力会社が「雇用確保」に責任をもって対策を講じるよう運動の促進を図る。

⑤ 以上をふまえ、労使による実態調査を実施することを第一歩としてインランドデポ対策を進める。

行政に対して「事業法1条：目的（公共の福祉）に資する」ものであるから、港湾労働法の港湾労働秩序の確立の視点から見て事実上の「促法」といえるのではを問い、具体的対策を迫っていく。

4. 山積する諸課題の前進的解決と労働環境整備

(1) 22春闘協定をはじめ労使意見事項を確実に履行し課題を克服していく

① 産別労使として政策的な課題を追求していく課題として、その取り組み方法は中央労使協定委員会を中心に協議し、行動していくことは当然の教えられるところである。一方、労働環境整備に向けた各事業所の課題や安全問題は、労使協定委員会をはじめ関係する労使専門委員会などを通じて、課題の着実な前進を図ることとする。

② (略) (略) (略)

(2) 労働環境の整備

① 金融機関での週休二日制の確立

イ (略)

ロ 週休二日制実施の関係組合の努力を支援し、労使委員会や関係部会での進捗の検証協定履行を追っていく。

② 65歳定年制の実現

イ (略) ロ (略)

ハ また、日港協に対しても、当該地区労使の問題認識を共有し、これを中央労使の課題とし関係者への働きかけを含めた対策を講じる。

② 働きかけを含めた対策を講じる。

③ 石炭荷役対策委員会（仮称）を設置し、「議員懇談会」とも連携して、政府と電力会社が「雇用確保」に責任をもって対策を講じるよう運動の促進を図る。

(6) 通過貨物の抜本は港湾の機能強化を図る。

① 低下させる

① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)

⑤ 以上をふまえ、労使による実態調査を実施することを第一歩としてインランドデポ対策を進める。

行政に対して「事業法1条：目的（公共の福祉）に資する」ものであるから、港湾労働法の港湾労働秩序の確立の視点から見て事実上の「促法」といえるのではを問い、具体的対策を迫っていく。

(4) 人員確保の取り組み

① (略)

② 組織拡大と地区港湾組織の強化

ロ (略)

ロ、こうした観点から、各地区・職種ごとに産別労働組合の存在を知らせ、団結を呼びかける宣伝物（ニュース・ポスター）を準備し、組織拡大キャンペーン行動の取り組みに挑戦する。

(2) 教宣活動

① (略) ② (略)

(3) 調査活動の強化

① (略) ② (略)

イ、パルク戦略港湾にかかわり、船舶の流れが変わり、縮小傾向にあるバルク貨物のバルク貨物の集積基地はどこの港なのか、逆にバルク貨物の対策として、インランドデポ・コンテナラウンドユース場所の特定、取扱量、主要荷主、並びに、労働者の状態の調査

ハ、65歳定年制度実施状況、産別労災補償制度の実態把握

(4) 組合活動家の育成とセミナーの開催

① (略)

② 今年度のセミナーは、港湾労働組織（別項参照）との連携を考慮して、これまでの企画を再検討し港湾物流の実情」や「政治経済の動向と組合の役割」などの講座も検討していく。

3. 共同行動の強化について

(略)

4. 港湾労働問題研究所の設立と活動の充実に向けて

(1) 設立の意義

① (略) ② (略)

(2) (略)

① (略) ② (略) ③ (略)

5. 立憲（憲法を擁護し政治に生かす）野党（政党）との協力・共闘について

(1) (略) (2) (略) (3) (略)

(4) 「全港湾・政策推進議員懇談会」への参加について

① (略) ② (略)

(5) 国政選挙などへの対応について

① 上記を（1）、（4）をふまえ、国政選挙などでは、立憲民主党が統一候補として擁立する場合は、統一候補としての政策協定などの内容や、その候補者の公約が全国港湾の組織討論と一致すると判断できる候補者を「推薦候補者」とする。

また、各自治体選挙に対しても同様に、全国港湾の要求と一致し、その政策が立憲主義に立ったものであることは、推薦を行う。

② (略) ③ (略)

6. こくみん共済coop（全労済）／労働者自主福祉運動について

(1) 港運同盟との共同行動・産別運動の発展

① 港運同盟とは、中央・地区において「統一要求」「統一交渉」「統一行動」を積み上げ、産別協定も一定共有する段階に達し、労働条件会への申請をも統一行動として取り組んでいる。こうした経過を踏まえ、より強固な組織関係を維持するとともに、引き続き組織統一を呼びかけ、協議していくこととする。

② (略) ③ (略)

(2) 日本港運港湾労働組合協議会（港労協）の活動再開を志向する

① (略)

② したがって、推進労働のもう組織協議会を再認識し、ITFの期待も深まる中、組織問題の信頼関係の回復に向けた双方の努力とともに、現状に至った経緯を冷静に判断したうえで、話し合いの門戸を開く英断を重ねて呼びかけるものとする。

(3) 公務労組（国交労組・全労働等）との共闘

① (略)

② 港湾の民営化、あるいは運輸産業の政策という意味で、自治体関係労組との意思交換はなお重要となっている。したがって、公務労組（国・自治体）の公的役割をめぐる政策の積極的な、産別制度・政策要求に生かす努力を行う。

(4) 他団体との共同行動の考え方について

① (略) ② (略) ③ (略)

五、国民的課題の取り組み、港湾を「足元基地にさせない」たたかい

1. (略)

(1) (略)

(2) 全国港湾として、名護市辺野古の推薦の経緯を踏まえ、玉城デニー知事の再選めざし、組織として推薦を行う。

2. 命と暮らしを守る取り組みについて

(1) (略) (2) (略)

六、23春闘の取り組み準備について

1. 22春闘の成果（価格転嫁の継続）に立ち、中労委・秋のたたかいの到達点をふまえ

(1) 秋の22春闘の成果に立って

① 22春闘の成果については意・踏絞り出すものである。すでに個別賃上げについては合意・妥結に至っているが、その原資をユーザーからの確保できるかどうかを問い続けているかその全てを結集である。この検証の取り組みによって、いわゆる政府施策に則った港運とユーザーの健全関係が築かれたと判断できる段階でこそ22春闘の産別合意の時となる。

② (略)

(2) ① 中労委の判断も23春闘準備の重要な総参

2. 23春闘財政について

(1) (略) (2) (略)